

小児循環器学会移植委員会規定

(目的)

第1条 日本小児循環器学会移植委員会（以下「移植委員会」という）は、小児の移植医療（特に心・肺・心肺同時移植）の事項について、「臓器の移植に関する法律」（2010年一部改正）及びその関連法規に基づいて審議し、心・肺・心肺移植を必要とする患児を救命するために必要な体制整備を行うための医学的・社会的活動を行うことを目的とする

(審議事項)

第2条 審議の対象とする事項は、以下の各号とする。

- (1) 小児の心・肺・心肺移植に関すること
- (2) 小児の臓器提供（特に脳死臓器提供）に関すること
- (3) 命・移植に関する教育に関すること
- (4) その他、第1条の目的に関連して、理事長および移植委員会委員長、移植委員会委員が必要と認めた事項

(任務)

第3条 移植委員会は、第1条の目的に基づき、次の任務を行う。

- (1) 国内の小児移植医療（特に心・肺・心肺同時移植）の実態を調査し、審議する。
- (2) 国内の小児臓器提供（特に脳死臓器提供）の実態を調査し、審議する。
- (3) 命・移植に関する教育につき審議する。
- (4) 小児心臓移植施設・補助人工実施施設の施設基準を審議する
- (5) その他、第1条の目的に関連して、理事長および移植委員会委員長、移植委員会委員が必要と認めた事項を審議する

(組織)

第4条 移植委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本学会理事長が任命し、本学会理事会の承認を得た委員で構成する。
 - (2) 移植委員会副委員長は本学会の理事（担当理事）とし、理事長が任命する。
 - (3) 男女両性で構成されなければならない。
 - (4) 委員の人数は10名以内とする。
- 2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
 - 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運営と議事)

第5条 移植委員会は委員の三分の二以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 移植委員会が必要と認めるときは、委員以外の審議事案に関して専門的知識・経験等を有する者（非学会員を含む）を協力員として出席を求め、説明および意見を聴取することができる。

(細則)

第6条 この規定に定めるもののほか実施に当たって必要な事項は別に定める。

(附則)

1. この規定は、平成27年9月27日から実施する。